

会議名 (審議会等名)		川西市政治倫理審査会		
事務局 (担当課)		総務部行政室総務課 内線(2322)		
開催日時		17年7月4日(月) 18時30分～20時00分		
開催場所		7階大会議室		
出席者	委員	末澤誠之 藤田弘道 横田信之 三井春子 田中清		
	その他			
	事務局	総務部長、総務課長、総務課長補佐及び総務課主査		
傍聴の可否		○可・不可・一部不可	傍聴者数	8人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由				
会議次第		(1) 調査請求者等から提出された証拠の整理 (2) 平成17年調査請求第2号の審理 (3) 平成17年調査請求第1号の審理 (4) その他		
会議結果		(1) 調査請求者並びに第1号被調査請求者及び第2号被調査請求者それぞれから提出された証拠の整理を行った。 (2) 平成17年調査請求第2号について、審理が行われ、結審することとした。 (3) 平成17年調査請求第1号について、審理が行われ、結審することとした。 (4) 次回開催日時は、1ヶ月半以内で開催することとした。		

会長 時間に遅れましたけれども、これから平成17年調査請求第2号に係る政治倫理基準違反事件について審理を進めたいと思います。定足数については、1名が所用で欠席でありますけれども、適法でありますので審議して参ります。

第2号についての証拠の整理をしていきます。主張書面については、申立書と、第1回提出書面として17年5月31日付けのもの、それからこの前提出された6月8日付けのものですね。請求者の証拠としては請求者第1号として、朝日、毎日などの新聞記事、第2号としてマンションの建設に関する経過報告書というもの、第3号として全部事項証明書です。不動産の関係ですが土地ですかね、それから第4号として区分所有建物のマンションの登記事項の関係ですかね、第5号として購入マンションの一室の全部事項証明書ということで、第6号としてマンションの当時のパンフレットですが、4枚あるんですか、裏表になっているのですか原本は……。4枚ですか。それから第7号として境界協定図、官民界の再協定という書面です、それから第8号として公文書ですがグリーンハイツの景観を守る会についての公開に係る文書ということで、平成16年11月11日のもの、第9号として平成12年度の行政組織ということでよろしいですね。

それから、第2号被調査請求者の関係では17年5月2日の意見書、証拠としては、議員第1号としてですが、お手持ちの資料では丙号証となっておりますが、政治倫理審査会では議員の証拠は、議員号証といたしておりますので、不動産売買契約書を議員第1号とします。

それから、審査会が調査した証拠としては、審第1号として境界協定についての報告書、第2号として平成11年12月27日の官民地境界協定図で再協定につき無効と書いております。それから審第3号として平成12年2月15日の官民地境界協定図でこれは差し替え後のやつです。第4号として東急不動産株式会社 関西支店からの本件マンション価格表で、審第5号証として請求者の第二回提出書面の要求に対する回答としてお手元にありますが、総務部行政室管財課長の歳内秀樹さん作成のものです。以上が現在まで出された証拠です。

次に実質的な審理に入って参りますが、6月8日付けの調査請求人が書かれた請求者第2回提出書面のうち情報提供者や川西市職員とか特定されていない名称で書かれているのですけれども、特定される意思はあるのですか。

調査請求者 ありません。

会長 ないんですね。そうすると情報提供者から陳述書なり、新たな証拠とか出される予定もないんですか。

調査請求者 ありません。

会長 そうすると、審査会といたしても確認ができない。今回の政治倫理審査会の関係で特に土地の境界関係に絡んで調査しようがないのですがね。これは、こういう情報があるということを知っているだけでいいんですか。これ以上の証拠もないんですね。これは事情として聞いておけばいいんですか。

調査請求者 はい。

会長 わかりました。委員で何か意見はありますか。情報提供者や市職員との関係などで何かあればお聞きします。

第2号被調査請求者代理人 第2号被調査請求者代理人弁護士の服部でございます。今、審査会会長からのお尋ねで、相手方は事情ということでおっしゃって、事情ということであれば、反論が必要ないのかもしれませんが、事前に書面が出ているということから一応反論の書面を書いてきていますが、相手方が事情ということでおっしゃいましたので、ほとんど無視してもいいのかなという気もしなくはない。一応用意してきた書面を審査会に提出するというのでよろしいでしょうか。

会長 わかりました。

第2号被調査請求者代理人 相手方は事情ということでおっしゃってますから、読み上げません。事情でないということであれば、反論ということもございますけれども、書面の提出ということで代えさせていただきます。

会長 わかりました、結構です。一応、調査請求者にも渡してください。

第2号被調査請求者代理人 会長すいません。ご本人の名誉にかかわることですので、読み上げてよろしいですか。すいません。

会長 はい。どうぞ。

第2号被調査請求者代理人 概略だけ簡単に読ませていただきます。既に被調査請求者としては前回のときに、調査請求をするに当たっては疑いがあることを証する書面というものを添付する必要があるのではないのかと、それが条例の主旨であるのではないのかと申し上げております。今回の調査請求人の5月31日付けの書面又は6月8日付けの書面その他関係資料等を拝見させていただきました。しかしながら、その書かれていることは、被調査請求人の親族らが問題とされるマンションを購入した時期が、別件の市長の案件と呼ばせていただきますけれども、市長の案件と同時期に符号していると。被調査請求者は、当時市議会議長の職にあったということでございます。ただ、調査請求者が問題としております市長の案件と同時期に被調査請求人の親族がマンションを購入したという事実のみで疑惑があるという理解、事情ということですのであまり強く反論いたしません、そういうことのみで疑惑があるという主張は、当然不合理であろう。結局、私どもの理解といたしましては、特段の疑惑の存在を示す事実関係の主張がないと理解しております。次に氏名を伏せております情報提供者の話として本件に川西市職員が関与しているという指摘がございます。しかし、私の読み間違いでなければ、その関与の具体的内容すら書いていないのですよ。だからこれも反論しようがない。意味が不明だろう、と理解しております。また、調査請求人は、この情報提供者について個人情報保護により氏名を明らかにできないとおっしゃっておりますが、これは私ども法律の専門家からすれば個人情報保護法の主旨を勘違いされておるのかなと、個人情報保護法は匿名を特に保護するそういう主旨の法律ではないと思っております。それから3番目に市の職員間では氏名不詳の人、名前分かりませんが、市長とか当時の市議会議長の被調査請求者ですが、マンションの購入について斡旋等の口利きをしたことが周知の事実であるとういう指摘があります。しかし、被調査請求者としては、このような指摘される事実は全

く不知のみならず、周知の事実と言われるがいったいどういう根拠でと言われるのかなど疑問に思っております。これが今回の被調査請求者の書面でございますが、ご質問に事情ということでしたので、書面だけ出すということとします。以上でございます。

会長 はい、わかりました。次に6月8日付け調査請求者の審査に対する反論ということを書かれておるんですが、作成者は、審第5号証で歳内さんが課長として説明していますということで、この関係についてはこれ以上争点としての関係で調べることはないかなど判断しています。それから、マンションの販売された時期及び価格表とかは今まで出ている証拠で十分審理ができていますかと思えます。あと、被調査請求者との関係での細かい疑問があるのですけれども、これに特に政治倫理審査会との関係、特に争点との関係で①から⑤まで書いているところで、こういうところが特に必要があるという必要性を説明してもらえますか。

調査請求者 まず、黒塗りでどういう理由で消しておられるのか、そういう形で契約書が出てきましたので、素朴な疑問をもって、開示していただけないのかなというところがございます。

会長 それについてはですね、審査会の方で必要最小限度黒塗りしています。契約書自体は、こちらの方では、誰がどういう金額で買ったかを承知しています。それはそういう理由ですので、その他はどうですか。

調査請求者 素朴な疑問で5項目にわたって書かせていただきましたので、別に審査会で回答する必要はないということでしたら、私がお願いしただけで、是非ともこういうことを釈明してくださいと強くお願いしても無駄なことでしたら、一応、なぜ黒塗りになっているのか疑問ですけれども、それ以上は質問は控えさせていただきます。

会長 あとですね、重要事項説明書を提出してくださいと書かれていますが、これは売買で売り主と買い主において説明される事項ですが、本件との関係で何か重要事項説明書ででてくるのですか。何かあるんですか。

調査請求者 なぜ頭金だけ契約書に書かれて、なぜ黒塗りになっているのか私は理解できないので、その辺の意味を補てんする意味から重要事項の説明書があればもう少し分かるんじゃないかなと思う次第であります。

会長 第1号証を見ていただけますか。当事者の名前は書かれてまして、印鑑は黒塗りでですね。実際のはちゃんと判もあって名前も書いてあるんです。それから2枚目のところですが、売買代金は黒塗りではなくてそのまま出ていますね。あとのところも実際には書いていますよ、日付のところも。一番重要なところは売買代金ですので、この売買代金とパンフレットの価格とを比較対照していただいたら、審査会としてはパンフレットの価格でそのまま取引している。黒塗りのところも実際全部見てますので、それが頭金であったり、ローンで払っておったりしてますから、それ以上具体的な請求者で裏金が入っているとか、あるいは別の見返りがあるとか、何かあれば審査していきますけれども、これ以上のものがない限りは、普通であれば、契約書がきちりあって、お金の出所がちゃんと出とればそれ以上審査することはないのですけれどもね。

請求者の方で、この事件について出すべき物はすべて出していただいたと思いますが、

特に何か意見があれば聞きますけれども。

調査請求者 測量、境界の確定について、6月8日の第2回提出書面で若干ご回答お願いしたいと言っておるんですけども、今日いただいておる第5号証の中にはちょっと私の具体的な質問が欠けていると思うんですが、この第2回の書面の境界関係の質問は後日また管財課の方から文書でいただけるものなののでしょうか。

会長 審査会といたしましては、境界関係でどのようなやり取りをされたかといっても、総務部の方が、総務部長が最終責任者であるという回答でして、市長とか議員が関与していないのですから、審第1号証のところをよく見ていただいて、いくら調査請求者の方が聞きたくても審査会の本来の主旨というのは、くどく言いますけど、議員が不正行為をしたかどうかというのを審査する場ですから、土地境界をどのようなやり方でやったか、最終的には市長の名前でなるんでしょうけども。決裁権限は総務部長にしかないんですから、そのところをどうゆうように考えるか、今説明してもらえればいいんでしょうけど、何かあるんでしたら。

調査請求者 そういうお考えなら結構です。

会長 被調査請求者から何か意見がありますか。

第2号被調査請求者代理人 先ほど申し上げたとおりで、私どもの理解としては特に疑惑を裏付ける主張も資料もないのでこれで十分だろうと、議員という立場があるから審査に協力するという意味で契約書を出したりしてきてますが、これ以上は必要ないだろうと、議員としての責務は果たしたと理解しております。

会長 委員の皆さまにですが、第2号調査請求については、審理を打ち切ろうと思いますが、どうでしょうか。

委員 (全員一致で了承)

会長 それでは審理を打ち切りまして結論については……………

副会長 なんでこれが添付されているのか理解できないのですが、「多田グリーンハイツ自治会の東急不動産に対するお願い」、それから「グリーンハイツの景観を守る会の市長に対するお願い」これがどういう関係になるのでしょうか。今回の倫理審査と。一応裏付け資料として出してきておられるのでしょうか……………

調査請求者 こういう陳情があって、陳情があったという市長さんのはんこを押されておりますので。境界の確定やら、そういうことも市長さんがご存じでないのかなということで、こういう資料を出させてもらいました。一切こういうことは関与していないという回答をいただいているのですけれども、何か腑に落ちない点がございましたので、市長さん助役さんらが陳情、要望の受理についてと書面も作っておられましたので、いろんな陳情等があったマンションをどうして市長さんが買われる必要があったのかということで添付させていただきました。

副会長 それともう一点なんですけれども、要は境界を変更することによって業者に有利に取り計らい、その結果、その見返りとしてマンション購入が正常な形でないものとして行われたという論理構成だと倫理違反として条例違反ということで私は思ったんですけども、その因果関係がものすごく分かり難いんですね。売買価格等を拝見しても

不当な価格ではなく、通常の価格でございますし、その辺で私にはどうも理解できないので、もう少しご説明いただければありがたいのですが……。

調査請求者 どうして市の公園緑地用地が520平米ほど物理的にマイナスになって民間業者の土地が520平米ほどプラスになって、何か市民の財産が減ったんじゃないのかなと私は率直に思ってまして、その境界の確定について、ここに提出させていただきました民間業者が川西市長に対して境界の確認の申請書を出しておられるのに、そういう書類に役所でしか取ることできない法務局で公用と印刷されているような登記簿謄本が添付されておりまして、添付書類7ということですが、私も建築の設計事務所をしております、官民境界の申請をしましたら、通常早くて3ヶ月、それ以上市長のはんこをもらうのに必要なんですが、これわずか2週間も経過しない時間帯に境界に錯誤があったということで、官民境界の協定がなされ、法務局の地積測量図もわずか2週間足らずで訂正されていると、こういうことは、通常あり得ないことなんでしょうと思いますが、非常に専門的な話になりますんで、単純に東急不動産の担当者が平成12年2月8日に川西市長宛に官民有地境界確認申請書に対して設計事務所が東急さんから委任を受けて、東急さんの印鑑証明が付き、土地の謄本がついて、添付書類に公用という謄本が付いている。これは何かあると。市の内部で悪しきことが起こっているのではないかと私は思っております。民間の設計事務所が官民境界の申請をするのに公用の登記簿謄本なんて取得できる道理がございません。錯誤ということがどういうことなのか情報開示して議論して参りましたけれども。通常3ヶ月ぐらいで県の土地が隣接してましたら土木事務所の所長のはんこをいただき、市が隣接していたら市長のはんこをいただき、その後に法務局に境界協定図に基づく地積測量図を提出して無事に法務局に地積測量図が届けられるのに4ヶ月か5ヶ月なんて時間がかかっているのが通常ですが、あまりにもひどいことが行われているということが、第2回の準備書面で回答をお願いしておりますが、今回の歳内さんの回答には含んでおりませんので、よろしくご審査ください。

会長 主旨は分かりましたけど、その公用と書いてあることとね、議員との関係が出てきませんので、その関係はこれぐらいにしておきます。一応これで結審いたしまして、結果は、会議室等の関係を含め、事前に皆さんには連絡しますけれども、1ヶ月半以内ということで、なるべく早めに判断したいと思っておりますけれども、そういうことで第2号調査請求については終わります。

(平成17年第1号調査請求の審理)

会長 市長の審理は、7時からなんですけど、請求者の方で良ければ、続けて行いたいと思っておりますがどうですか。

調査請求者 本人がおみえになってないのに続けてさしていただく意味があるんですか。7時に来られるんですか。初回もおみえにならなかって、今日もおみえにならなかつたということは、別に問題ではないんですか。おみえになれることも今後もないんですか。できたら、おみえになっていただいて審査をお願いできないかなと思います。

会長 一応、今日は来られないということで、ただ主張書面は出されていますので、その上で審査を行っていかうと思っておりますが、どうでしょうか。

調査請求者 私は第2回の提出書面も書かせていただいておりますが……

会長 今からやりましょうか。

調査請求者 何をしますの……

会長 証拠整理等手続を進めて行かないといけませんから、7時から行うのを繰り上げて今からしましょうか、ということです。

調査請求者 本人がおみえにならんときに審査を進める訳ですか。

会長 じゃあ、7時まで待ちましょうか。

調査請求者 来はりますのか。

会長 来ませんよ。来ないんだけどね、請求者がよければ早くやってもいいですよということ。

調査請求者 来なきや、帰ってもええかいなと思うぐらいですよ。

会長 帰られたら困りますよ。7時からやるんですが、繰り上げようかなということを知っているんですよ。

調査請求者 市長さんの分は、本人欠席だけど審査会をするということですね。

会長 はい。

調査請求者 続けてください。

会長 今から、平成17年調査請求第1号について、審査を開始します。定足数は、達しております。まず、請求者の主張書面として17年5月31日の提出書面と17年6月8日の提出書面のおりということによろしいですね。証拠としては、第2号調査請求とほぼ一緒なんですけど、第5号証として不動産全部事項証明書ということで購入したマンションの分ということで、後は第1から第4まで、あるいは第6から第9までというこれは一緒ということによろしいですよ。それで、市長さんの方からは5月16日の意見書というのがありますから、これを事務局の方で代わりに代読してもらいます。

事務局 座って読ませていただきます。政治倫理基準違反調査請求に対する答弁書

平成17年3月28日付で請求のあった私に対する政治倫理基準違反調査請求に対して次のとおり意見を申し述べます。1 本件調査請求の内容 ① 川西市緑台4丁目のマンション建設用地に関する市有地との境界確定行為にかかり業者側に不当に有利な取り計らいをするよう私が議員並びに市の機関及び職員に働きかけた疑惑をもたれる恐れがあるというもの。② 同地に建設されたマンションを平成13年に私の妻及び子が購入したことが「市長の職務に不正の疑惑」をもたれる恐れがあるというもの。2 本件調査請求にかかる意見 ① 本件調査請求の原因となったとされる上記土地とのいわゆる官民の境界確定は調査請求人が指摘するように平成12年の1月と2月において市の担当者との間で行われたのは事実である。また、同年3月にグリーンハイツの景観を守る会から当該マンション建設にかかる陳情・要望を受けたことは事実である。しかし、行政行為並びに対外的な市の事務処理は市長の名のもとに行われるものの、全てが市長の関知しうるところではない。市の意思決定は、概して川西市事務処理規則で定める専決

権区分により行われる。本件調査請求にかかる当該境界確定行為も同事務処理規則別表第2個別専決事項により総務部長の専決事項と定められている。ちなみに、市長が決裁を行う境界確定行為は同規則第10条第2項第1号で例示された市境の境界確定行為である。従って、本件調査請求にかかる境界確定行為は私の存知するところではなく本件調査請求は全く理由がない。② 私の妻と子が当該マンションを購入した経過については、子が結婚を機に転居すべく物件を探していたところ、折良く当該マンションの売出し時期と合致したものである。妻との共有となっていることについては、子の資力が十分でなく、子の購入資金の不足分を妻が補った結果である。購入価格も適正価格であり、決して市長の立場を利用して有利に売買契約を締結したものではなく本件調査請求は全く理由がない。3 むすび 市長及び市議会議員は市民の厳粛な信託を受け市政を預かる者であるから、その身を常に律し、その行動に疑惑をもたれないようにしなければならないことは当然である。私は、議員時代からそのことを念頭に行動し、殊に市長としては現行川西市議会議員及び市長の倫理に関する条例を提案したものとして、当該倫理条例の精神を強く意識し率先して行動してきた。今後もその信条は変わることは決してない。本件審査請求にかかる疑惑は全く存在しないが、政治倫理審査会が求められるものについては可能な限り協力し、つくられた疑惑の払拭に努めたいと考える。

以上でございます。

会長 被調査請求者の市長の意見書は、今事務局が読み上げた通りと言うことで、乙第1号証とそちらにいつてますが、市長第1号証ということで不動産売買契約書、それから第2号として価格表ですね、お手元にあると思いますが、第2号として提出します。市長第1号については、売買価格ということで、消費税の明細も書いておりましたが、土地の代金等については、黒く塗りつぶしてございまして、持ち分は2分の1ずつで、市長第2号の購入マンションの価格表を見ていただくと、価格は一致してますね。一応市長第1号と第2号については、提出された。審査会が調査によった証拠としては先ほどと同じ何ですが、審第1号として証境界協定についての報告書、ちょっと飛びますけど、第5号証として総務部行政室管財課長の歳内秀樹さんの回答、作成のものです。第2号として平成11年12月27日の官民地境界協定図、それから審第3号として平成12年2月15日の官民地境界協定図、第4号として本件マンション価格表で、審査会で調べて回答を東急からいただいたということで、価格は一致しています。次に6月8日の調査請求者の提出書面について審理していきますけれども、情報提供者や市職員については、先ほどの議員の関係で調べましたけれども、それについては、同じ意見で、事情ということでお聞きしておけばよろしいんですか。

調査請求者 はい。

会長 はい。後の審査第1号証に対する反論も基本的には同じということでもよろしいですね。

調査請求者 はい。

会長 次のページの川西市長に対する反論ということで、ここのところをちょっと説明していただけますか。

調査請求者 公園緑地の土地の境界確定とか測量業務は、総務部管財課ではなしに、公園緑地課の所管ではないのかというのが私調査請求人の考えでございます。

会長 それ以上の、現実には総務部の方で取り扱っているということで、意見が違っているのですが、実際には総務ではなくて、公園であるという他の資料がありますか。証拠を出していただいているんですけどね。

調査請求者 私は行政組織図で、なぜ、公園緑地の境界の確定に総務部管財課が出てこられるのか、公園緑地課の仕事ではないのかと……。

副会長 審第1号証を見てもらえますか。一番冒頭の部分に表面管理と底地管理の違いが書いてあるんですけど。

調査請求者 総務部管財課が市民の公園緑地の土地に境界に錯誤があったとか、境界の確定をやり直すということは総務部管財課の所管であるということで理解したらいいんですか。

副会長 審第1号証を見る限り、そうなりますね。

調査請求者 私は、公園緑地課へ明日でも参りましていっぺん疑問点確認させていただきます。

会長 一応、結論めいたこと言いますが、仮に専決者が違うという証拠があれば、結審後でも出してください。現実に専決で決めた総務部長が手続を全部されてますので、これが手続違反であるというのは政治倫理違反ではなくて別の問題であり、問題にする場所といいますか、審査会でやるべきことではなく行政上の問題だと思います。また深い意味かもしれませんが、今の問題については、いろいろ細かく規則で決めてますからこの点についてはこれ以上深入りする気はありません。

調査請求者 ちょっと質問させていただいてよろしいか。この審査会に関しまして私調査のお願いいたしましたのが、今回初めてでございまして、一市民としまして市民の土地が520平方メートル、理解ができない間に民間業者に渡ったと。こういう点についてこういう不明朗な土地の処理が行われている完成したマンションを市長さんや議員が買っておられるということに関して審査の調査をお願いしとるんですけども、ご本人たちがまったくそんなもん関係ないと、総務部管財課が何しようが、誰がどんな境界の確定をしようが、我々は全く関係ないねんと書面提出されておりますんで、審査会の方としてはこの2人の答弁書まったく濡れ衣だというふうに書いておられるんで、このとおり審査したら中身のことは政治倫理審査で追求できるものではないというふうに解釈させていただいたらいいんですか。

会長 基本的には、審査会には限界がありますね。ですから請求者のほうで具体的なことで不正があったとか、政治的な問題又は倫理的な問題があると指摘していただいて、証拠もある程度出していただかないと、審査会の中で調べられる範囲というのは限りがあるんですけどね。人の名誉に関することですので、厳密には調べますけれどもそれ以上の調査能力はないんですから、そこのところよく理解されないと、今回時間も空けましたし、請求者の方で出していただかない限りはやりようがないですよ。そこんところは理解してください。

調査請求者 ですから、境界の確定に関して公用の謄本がついてるとか、具体的に証拠は出して

いるつもりですけれども、こういう市民が土地が減ったというふうな審査をしているのに審査会は全く証拠が足らんからそこまで踏み込めないと、私も精一杯書類を出したつもりですけども、政治倫理基準というのに土地が減った、民間の土地が増えたそれも信じられへんようなごく僅かな日にちで土地が移動している。疑惑以外の何物でもない。そういう処理の行われた土地の上にマンションが建ってるんを政治倫理基準という市民の上に立つ人間は、変なたとえですが、職員とか議員さんが疑惑をもたれるようなことをすれば戒めなあかん人がなぜこんなマンションを買われたんやろうと、正直いって、一市民として精一杯証拠を出させていただいて、調査をお願いしたつもりですけれども、まったく2人の答弁書を見ますと、契約書が出てきて何ら疑うことはしてないと、いう答弁書が出ましたので、それ以上審査できないとおっしゃっておりますんで、私の発言はこれで終わらせてもらいます。

会長 それでは一応ですね、審査会に限界があるということをよく理解してくださいよ。公用と書いてあっても、そこから市長や議員が不正しているということとどう結びつくのか。

調査請求者 あってはならん書類があって、土地の増減が行われていると、いうことをご理解いただけませんか。

会長 あってはならんということと市長と議員とどう結びつくのかを言っていないと、一般市民からしてこういうことだからけしからん、という具合に言ってもらわないと審理しようがないと思うんですよ。

調査請求者 なぜこういう土地の処理が行われているマンションを市の偉いさんが買われる必要があるのかなということを率直に市民として疑問に思いましたから審査会で中身に至るまで詳細に調べてもらえるもんやというふうに私は理解した上で調査を依頼したんですけど、まったく結びつくところがないと、2人の答弁書……。

会長 今の用地の関係は、審査第1号ということで、総務部の管財課の方で説明していただいて、この説明は証拠として採用して、かつ、読まさせていただきましたけれども、この審査第1号が間違っているということならば、まず間違っている部分とですね、間違っていることに対して市長とか議員の関係を言わないと、どこがどう不正なのか、そこら辺をはっきりしていただかないと、例えばあなたの方で境界確定が短期間でなされたということは、あっているのかどうかということもありますし、現実には行われているんですよ。事実としては、なされていることと不正との関係が分かりませんよ、これでは。一応、審査第1号の方としては、説明が全部できておってですね、説明されておって、我々の方ではこれ以上のことは調べようがないし、審査第1号に書いてあることで理解しているんですよ。これが全然違うということであれば、違うということを早く出していただかなあかんし……。

調査請求者 一様、審第5号証というのを総務部管財課長歳内さんのお名前でも6行ほどの書面をいただいておりますが、もう一度帰って熟慮しまして、委員長がご指摘なさっているように、どう結びつけるんやということを検討させていただいて、またご理解いただける文書が作成できるようでしたら提出させていただくということによろしいですか。

会長 それでは一応期日も出しましたので、市長の分も打ち切りますが、ただし、反論の機会も与えますので、3週間以内に出していただいて、市長との関係で不正があったとの結びつき、測量の関係の図面が早くなされていることと、市長との決裁権限について何かの不正があったとか、お金が動いたとか、お声がかかったとか、そういうことを具体的に言わない限りは、もう一回開くことはしませんけれども、また匿名なんかは出さずにちゃんと名前を出して、責任をもった人で、公の場ですからここはね。匿名で名前も言われなくて審査せえということは、いかんですよ。出された方も迷惑ですよ。やっぱり責任をもったような話を請求者も、ご存じないから言っているんですが、責任をもって出してもらわないと調べようがない。調べようがないものを言われて、言われる方もかたはら痛いことになりますから、一応3週間の間に出してください。それで、次回審査会は、非公式で行いますが、読ませてもらいます。私1人で決めるのではなくて、委員全員で決めますので、3週間以内に出してください。

調査請求者 わかりました。

会長 今日は、これで終わります。